

## 令和5年 滑川町農業委員会 第3回総会 議事録

召集月日	令和5年3月17日(金)				
開 会	令和5年3月24日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和5年3月24日(金) 午前10時20分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	欠席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	12番	宮島正重	13番	金井 茂	

第 3 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 9 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 10 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 11 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 12 号	令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 6	議案第 13 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第3回の農業委員会総会を始めさせていただきます。2番吉田農業委員より欠席の報告を頂いております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年第3回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。役場の川の土手を見ると桜の方も満開のようです。今年は気候が良かったので一番早い時期に桜が咲いたという感じで、季節も段々と変わってくるなと思います。そしてコロナの方も落ち着いて、3年振りに上野公園だと花見客が集り、徐々に行事やイベントが行われていくと思います。農業委員会の方もコロナの関係で研修等もできなかったのですが状況が緩和され、任期が1年残された中で、皆様と研修等で懇親が深める状況を設定できたら良いと思っています。これから事務局と相談して計画できたらと思います。その時は、ご協力をお願い致します。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第3回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、

9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号12番の宮島委員、議席番号13番の金井委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議長 日程第2、議案第9号「農地法第3条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第9号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、合計1,149㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第9号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振農用地、624㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めて

の審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10 番 4班班長 10番金子です。現地調査を3月18日土曜日午前8時から、農業委員5名、推進委員2名、合わせて7名にて行いました。4班の皆様には、当日の雨に濡れながらの調査にご協力をされ本当にありがとうございました。詳細のご報告は、赤沼委員さんからお願いいたします。

9 番 4班9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。班長から説明がありましたが、3月18日土曜日に申請地の現地確認を行いました。土地の所在等については先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は〇〇〇の入口を左折しまして約×××km先の〇〇〇、〇〇〇のところの信号を右折しまして約×××m先の〇〇〇の向かいにある田んぼでございます。申請の内容については管理を手伝っていた農地を所有権移転して、引き続き耕作を続けたいというものであります。申請の理由については理由書に基づいて説明をいたします。今回の申請地は□□□が高齢で農作業ができなくなり、□□□が遺贈により所有権を取得した農地であります。□□□は居住地から距離があり、今後自分で農地の管理を行うことは難しいと考えており、これまで長年にわたり農地の管理を手伝ってきた私に農地を譲りたいとの相談を頂きました。私は申請地から5分ほどの場所に住んでおり、私が所有し耕作している田の隣の場所であることから、効率的に耕作や管理をすることができ、今回のお話を是非受けたいと考え手続きに至りました。取得した農地では水稻の作付けを行います。私は現在、米を中心に農作物を出荷しており、妻だけでなく後継者として長男も農作業に協力をしてきているので、これからも農業を続けていくことが可能です。こうした理由から、農地法に基づき、農地取得の許可をいただきたく、申請をいたしました。そのような内容になっております。申請者の

□□□さんは現在、水稻を中心に約 1.6 ヘクタールの農地を耕作しています。その他にも耕作条件の悪い非耕作地もありますが、除草等保全管理がされていました。農作業については、奥さんと息子さんが兼業手伝いをしている状況であります。農機具についてはトラクター 1 台、耕運機 3 台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 2 台を所有しています。申請地は□□□さんの自宅から約×××mの近いところにあります。以前から耕作管理を手伝っていて、今後とも続けていく意向であります。従いまして本案件につきましても、特に問題はないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○担当推進委員の□□□です。先ほど担当委員さんから詳しく説明がありましたが、□□□さんは申請地を含めて 5 筆の田んぼ、1 枚約 8,510 m<sup>2</sup>と図面の東側、約×××m先行ったところに自宅があり、その前の田んぼ 2 筆 6,312 m<sup>2</sup>の 2 枚を耕作しております。なお畑に関しては家の周りに 4 筆、計 7,092 m<sup>2</sup>、野菜等を部分的に耕作しています。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましても、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第 9 号番号 1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 9 号番号 1 については、申請のとおり許可と決定致しました。

議 長 続きまして議案第 9 号番号 2 についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは申請番号 2 を説明、朗読させていただきますので、同じく議案書の 1 頁、図面は議案第 9 号資料 2 と記載されているものを

お手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号2申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、69 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、82 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、田、農振農用地、374 m<sup>2</sup>合計3筆、525 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は東京都〇〇〇区×××番×××号〇〇〇、□□□被相続人亡□□□相続財産管理人弁護士□□□様です。譲受人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、町内に農地を所有、借入している農地はございません。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足として事務局から、報告をさせていただきます。申請者は隣接する〇〇〇市内において農業経営を行っております。そのため〇〇〇市農業委員会に照会を行い、町外農地の経営状況について確認をいたしました。3月13日に回答がありまして、6,044 m<sup>2</sup>の農地を経営しているとのこと。また、農地の所有者が相続財産管理人となっておりますが、こちらは相続人全員が相続放棄等をして相続する者がいない場合において、申し立てにより家庭裁判所が相続財産の管理人を選任したものととなります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10 番 4班班長 10番金子です。現地調査を3月18日土曜日午前8時から、農業委員5名、推進委員2名、合わせて7名にて行いました。詳細のご報告は、田幡委員さんからお願い致します。

6 番 6番田幡です。本件の土地は〇〇〇から東に出て〇〇〇を南向かい、〇〇〇の信号機を左折し、×××mぐらい行ったところ

をさらに右折し、×××mぐらい行ったところを左折した左側の土地と、それからその土地の南方約×××mの水田地帯の中の土地でございます。本件に関しましては、譲渡人の□□□さんは若くして病死のため、その相続人がいないため、先ほど事務局より説明がありました相続財産管理人に弁護士を選定し、弁護士からの申請でございます。弁護士の申請理由といたしましては、管財人が持っていた場合には、耕作放棄地になってしまうということから、耕作できる方を探して譲渡したいとすることでございます。譲り受けにつきましては〇〇〇市の〇〇〇にお住まいの方で、事務局から説明がありましたように経営状況調査については、〇〇〇市農業委員会事務局に照会をし、報告のとおりでございます。本件につきましては、この申請理由のとおり管財人が所有していたのでは耕作放棄地になってしまうため、耕作をしていただく方に渡すことが妥当と考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇推進委員□□□です。本申請地は、先ほど田幡委員さんにご説明されたとおりでございます。この農地は、将来を考えると、本申請人に農地としてしっかり管理していただいて、遊休農地化を防止するのが適当だと思います。このことから本申請はやむを得ないと思います。本申請に関する意見は以上でございます。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第9号番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第9号番号2については、申請のとおり許可と決定致しました。日程第2議案9号は以上となります。

議 長 日程第3議案第10号、農地法5条についてを議題といたしま



す。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第 10 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明  
いたします。今月の申請件数は 1 件、499 m<sup>2</sup>の転用申請が審査対  
象となります。番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 2  
頁、図面は議案第 10 号資料 1-①から③と記載されているものを  
ご確認ください。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企郡  
滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農  
地、499 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を  
行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。  
申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、  
□□□様です。譲受人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地〇〇〇、  
□□□様と□□□様となります。申請事由ですが、使用貸借権を  
20 年設定し、自己用住宅を建築する為、転用をしたいという申請  
となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。  
この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん  
及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10 番 4 班班長 10 番金子です。現地調査を 3 月 18 日土曜日午前 8  
時から、農業委員 5 名、推進委員 2 名、合わせて 7 名にて行いま  
した。詳細のご報告は、田幡委員さんからお願い致します。

6 番 6 番田幡です。説明をさせていただきます。先ほど班長さん  
のご報告のとおり調査をさせていただきました。先ほどと同じ〇〇  
〇を東の方に出て〇〇〇を南に行き、〇〇〇のところを左に曲が  
って×××m ぐらい行った右側の土地でございます。本件に関し  
ましては、譲渡人、□□□様が譲受人、□□□様の父親でござい  
まして、実家の土地で使用貸借を結び、個人住宅を建設したいと  
いうものでございます。図面の排水等につきましても、しっかり  
計画されておりますので問題はないと思います。また近隣の農地  
に対しても、被害を受けるような形にはならないということで現  
地確認をさせていただいております。以上、報告を申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○推進委員□□□です。本申請地は先ほど田幡委員さんがご説明されたように、道路に面した住宅を建てるには大変良い場所でございます。この申請地の状況は、現在は保全管理されていて、周辺には農地がありますが、ここに住宅1棟が建築されても、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われまます。本申請に関する意見は以上になります。宜しくお願いします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第10号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。日程第3議案10号は以上となります。

議長 日程第4、議案第11号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第11号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の3頁から4頁、議案第11号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は2件、10,974㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させて頂きます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は○○○町大字○○○字○○○×××番×××、田、1,217㎡外11筆、田畑合計10,699㎡になります。位置については議案第11号資料1をご確認ください。届出者ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。番号2ですが所在地は滑川町○○○×××番×××、畑、236㎡外1筆、合計275㎡になります。

位置については議案第 11 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが滑川町〇〇〇×××番×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは、ないようなので議案第 11 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 12 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 12 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。議案書は 5 頁、議案第 12 号資料①と②をお手元にご用意ください。以前より農業委員会の活動は、その審議内容の透明性を高めるため議事録を作成し、公表することが法律上定められております。また、平成 28 年 4 月 1 日の改正より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況についてもホームページ等で公表することが法定化されました。また、令和 4 年 2 月 2 日付けの局長通知（3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）により「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。目標の設定は 3 月末までに実施することとされているため、来年度の最適化活動の目標設定を農業委員会の総会ではかり、活動を実施していくこととなります。本総会で内容の承認をいただければ、事務局で町ホームページ等での公表に向けた事務作業を行っていく予定です。それでは、内容の説明をさせていただきます。「令和 5 年最適化活動の目標の設定等」について説明させていただきます。議案第 25 号資料②をお手元にご用意ください。こちらは、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適

化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表することになります。なお、目標値の設定につきましては、農地利用最適化活動のガイドラインとなる「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて、数値を算出しております。まず「農業委員会の状況」についてですが、農業委員会の現在の体制については、現在の委員について記載をしております。農家・農地の概要については、農林業センサス（2020 年版）ならびに耕地及び作付面積統計に基づいて入力しております。農業委員数の 14 名の内訳について、認定農業者 10 名、女性 3 名、中立委員 1 名となっておりますが、杉田京子委員が認定農業者及び女性農業者の両方にカウントされており、金井委員については、項目上該当するものがないため、このようになっております。次の頁をご覧ください。

「農地の集積」の目標についてですが、都道府県が基本方針において設定した目標を利用し、設定することとなります。埼玉県農業経営基盤強化促進法上の計画では 10 年計画で 50%を目標としているため、滑川町の農地面積に当てはめて計算すると、今年度の新規集積面積は 14.5ha となります。滑川町の場合、基本的に土地改良区での集積が進んでいるため、新規での大きな集積はなかなか見込めない状況です。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、地域での情報収集と相談で対応をしていただき、担い手への更新や集約によるマッチング作業が主になってくると思われまます。引き続きご協力よろしくお願いたします。次に下の「遊休農地の解消」について、こちらは令和 4 年度の利用状況調査における遊休農地面積に応じて目標を設定することとなります。まず、②目標の a 緑区分の遊休農地の解消は、令和 3 年度時点の遊休農地面積で、草刈り程度のもので解消できる緑区分として判定された遊休農地 57ha から、狭小地や傾斜地で農地として利用することが困難な農地 32ha を差し引いた面積を、5 年間で解消していくための目標を設定いたします。それに従って算出したものが、解消目標面積 5 ha となります。b 黄区分の遊休面

積の解消につきましては、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は69haとなり、解消のための工程表の策定方針として、町の部局ならびに関係団体と協議を行うとしております。イ新規発生遊休農地の解消目標面積は、令和4年度に発生した緑区分の遊休農地面積1.7haをそのまま計上しております。次の頁の「新規参入促進」についてですが、目標の新規参入者に貸付可能な農地の公表面積は、直近3年間の権利移動面積の平均23.3haの1割以上を目標に設定することとなり、算出した面積が2.3haとなります。新規就農者の確保はなかなか難しいと思いますが、相談、情報がございましたら、事務局等も可能な限り調整を考えますのでご協力よろしくお願いいたします。次に推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人あたり1月で8日としております。農地パトロール等でなるべく週2回の活動をお願いいたします。次の活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査に合わせて5月、6月、7月に強化月間を設定しております。最後に新規参入相談会への参加目標として、10月に新規就農フェアに参加し、新規参入者確保のための情報収集として活動を行うということで設定しております。以上が令和5年度最適化活動の目標の設定等になります。この内容でご承認いただけるのであれば、こちらの内容でホームページ等での公表をさせていただき、県等にも報告させていただきます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合には、事務局で微調整を行うことについてご了解いただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

10 番 10番金子です。農地の集積についてですが地域計画等作成する場合に協議会等を作りますが、メンバーに現在農業をしている人を是非お願いします。

事務局 今後、地域計画等作成するにあたって今頂いたご意見を担当で

ある町の産業振興課農林商工担当へ農業委員会で意見が出たということを伝えさせていただくことでよろしいでしょうか。

10 番 はい。

議 長 他にありますか。

それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 12 号については、承認とさせていただきます。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 13 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 13 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」をご説明いたします。議案書は 6 頁、議案第 13 号資料をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。新制度の農業委員会では農地利用の最適化推進を図ることが最重要業務として位置付けられており、農業委員会法第 7 条にはその活動を行うために、その指針を定めるように努めることが明記されております。指針には、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標やその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法を定め、作成することになっております。今回はすでに定めている最適化指針につきまして、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるための改正案となります。今回の見直しについては、全国農業会議よりいただいた指針の参考例を基に、修正した形となっております。主な修正箇所につきましては、改正後の農業経営基盤強化促進法による地域計画や目標地図、各目標の評価方法、先ほど審議いただきました、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等に係わる新規就農フェアの参加等の文章を追加しております。目標の数値につきましては、改正時の現状を令和 5 年 3 月時点の数値に修正しております。

また、令和6年3月の目標を、令和5年度最適化活動の目標の設定等の数値を反映しております。なお、この指針は滑川町農業委員会における最適化活動で目指すべきものとして設定するもので、町農業委員会の活動目標になるとともに取り組むべきものとしての位置付けにあたります。この内容で決定してよいかを農業委員、推進委員の皆様でご審議いただき、追加修正等がありましたら、調整を図りたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号については、承認とさせていただきます。日程第6は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和5年第3回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年4月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 宮 島 正 重

署名委員 金 井 茂